療費受給者証例

市は、下表の医療費助成制度の新しい受給者証と更新申請書を、 9月16日に発送します。郵送された申請書は、必要事項を記入・押 印のうえ、必ず窓口サービス課へ提出してください。

窓口での申請は混雑が予想されますので、 申請には、同封の返信用封筒をご利用くださ 170

また、現在ご利用の受給者証の有効期限 は、9月30日です。10月1日以降は、新しい 受給者証を医療機関で提示してください。な お、有効期限の切れた受給者証は、細かく裁 断し、ご自身で破棄してください。

*問合せ/窓口サービス課福祉医療・後期医 療グループ (547-8140) へ



制度名	対 象 者
母子家庭等 医療費助成制度	平成9年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者のない母親とその子など
父子家庭 医療費助成制度	平成9年4月2日以降に生まれた子を扶養する配偶者 のない父親とその子
心身障害者 医療費助成制度	身体障害者手帳(1~3級)、療育手帳(A~B 1)、精神 障害者保健福祉手帳(1・2級)のいずれかをお持ちの人

※本人、配偶者、扶養義務者などに所得制限あり

民 へ通知しま の第

希望者は

登録を!

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人 の代理人や第三者へ交付したときに、登録者本人にその 事実を通知する制度で、不正な請求や取得による個人の 権利侵害の防止を目的としています。

فالمراب المراب ا

この制度を利用するには事前登録が必要です。登録期 間は3年で、期間満了日の1か月前から更新手続きがで きます。自動更新はされませんので、ご注意ください。

- *対象/市の「住民基本台帳」「戸籍」「戸籍の附票」 のいずれかに記載されている人(過去に記載があっ た人を含む)
- *通知を行う時/委任状による代理人請求や特定事務 受任者(弁護士や司法書士など)の職務上請求に基 づく請求により、登録者の住民票の写しや戸籍謄本 などを交付した時(裁判・訴訟手続きなどによる請 求や、国・地方公共団体からの請求などは除く)
- *申請方法/運転免許証や顔写真付き住基カードなど 本人確認できるものを持参し、窓口サービス課へ
- *問合せ/同課証明・庶務グループ (☎47-8764) へ

平 和 戦没者 0 誓 戦災死没者追悼式 た





終戦記念日の8月15日、戦没者・戦災死没者追悼式 が笠木町の護国霊苑で行われました。

追悼式には遺族や市関係者ら約400人が参列。黙と うの後、式を主催した市連合自治会連絡協議会の名和 会長をはじめ、小川市長や石田市議会議長が、犠牲 者への追悼と平和への思いを述べました。

その後、参列者が次々と祭壇に献花=写真=。戦 没者らの冥福を祈るとともに、戦後70年の節目に平 和への誓い新たにしました。



国民年金保険料 10年の後納制度は9月30日まで

過去10年間に納め忘れた国民 年金保険料を納付することがで きる「10年の後納制度」は、平 成27年9月30日で終了します。

後納制度を利用するには申込 が必要です。

詳しくは、国民年金保険料専 用ダイヤル(☎0570-011-050) またはお近くの年金事務所へ。

中川ふれあいセンター 施設の一部休止

市は、中川ふれあいセンター の空調設備の改修工事を10月か ら12月まで行います。

これに伴い、1階フロアが利 用できなくなります。また、来 年度以降も各階で同工事を行う ため、その工事期間中は一部の 施設が利用できなくなります。

みなさんのご理解とご協力を お願いします。

詳しくは、工事に関しては社 会福祉課(☎47-7256)、施設 利用や予約に関しては同センタ - (**5**82-8888) \wedge .

ふるさと納税 クレジットカード納付を開始

市は、9月1日から、ふるさ と納税「水の都大垣ふるさと応 援寄附金」において、「Yahoo! 公金支払い」によるクレジット カード納付を始めます。

自宅で申出から入金までワン ストップで寄附していただくこ とができます。ぜひ、市外にお 住まいのご家族などへ、ふるさ と納税のPRをお願いします。

詳しくは、地域創生戦略課 $(\mathbf{5}47 - 8244) \ \ \, \sim_{\circ}$

9月は消費者啓発強化月間

▶消費者啓発キャンペーン「楽しく知ろうよ消費生活!」

- *とき/9月12日(土) 午後2時~3時
- *ところ/イオンモール大垣1階太陽の広場(外野)
- *内容/消費生活クイズ大会、保育園児による啓発替え歌の披 露、街頭啓発など

▶悪質商法対策の出前講座

自治会や婦人会など各種団体の会合に、職員が出向き、悪質 商法に関する出前講座を行います(予約制)。

*申込/まちづくり推進課 (☎47-8543) へ

≪早めの相談を!!≫

市は、本庁舎1階に「消費生活相談室」を設 置しています。訪問販売や電話勧誘などで困 ったことがあれば、同相談室(☎75-3371)に、 早めにご相談ください。



金

市職員などをかたり、お金をだまし取る還付金詐 欺が市内で多発しています。

その手口は、電話で大垣市役所○○課の職員を名 乗り「臨時福祉給付金や高額医療費の還付金の支払 いがあるから」などと持ちかけ、現金自動預払機(A TM)へ行くよう指示してきます。その後、携帯電 話を使い、言葉巧みにATMの操作を指示し、現金 や預金を、犯人の口座へと振込をさせるものです。

市役所職員がATMへ行くよう指示したり、その 操作を指示したりすることは、絶対にありません。

「おかしいな」と思ったら、現金 を振り込む前に、下記へご相談く ださい。

- ▶大垣警察署(☎78-0110)
- ▶消費生活相談室(☎75-3371)
- ▶まちづくり推進課(☎47-8543)

